

## リスク管理



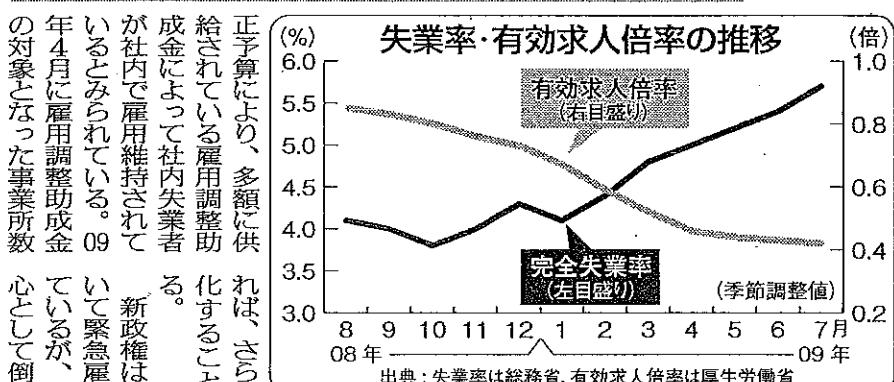
2008年9月のリマン・ショック以来の急激な経済変動は雇用を直撃し、現時点でもその影響は甚大である。08年秋以降、完全失業率は上昇し09年7月には過去最悪の5・7%に上昇した。完全失業率の上昇は6カ月連続であった。7月の完全失業者数は359万人で、人数では9カ月連続増加した。完全失業率は02年6月と03年4月には0・42%とな  
り3カ月連続で過去最悪が、それを0・2%上回った。また、有効求人倍率は同月には0・42%とな

## 雇用の現状

を更新した。

第一芙蓉法律事務所  
弁護士 木下 潮音

# 企業の雇用リスクマネジメント



正子算により、多額に供給されている雇用調整助成金によって社内失業者が社内で雇用維持されているとみられている。09年4月に雇用調整助成金の対象となつた事業所数

れば、さらに失業率が  
化することは確実であ  
る。

者となりざるを得ない就職氷河期が現実の危機となつてゐる。失われた10年によるロストジェネレーションを再度生み出すことは何としても避けねるべきである。

失業率・有効求人倍率の推移

月	完全失業率(左目盛)	有効求人倍率(右目盛)
08年8月	4.1%	5.4%
08年9月	4.0%	5.3%
08年10月	3.9%	5.2%
08年11月	4.1%	5.1%
08年12月	4.3%	5.0%
09年1月	4.2%	4.9%
09年2月	4.5%	4.7%
09年3月	4.8%	4.5%
09年4月	5.0%	4.3%
09年5月	5.2%	4.1%
09年6月	5.3%	3.9%
09年7月	5.5%	3.8%
09年8月	5.7%	3.7%
09年9月	5.9%	3.6%

は6万13  
てある現状では有効な雇

## 若年者の状況は深刻

# リスク管理

## 新規採用抑制の問題

毎年10月1日には、多くの企業で翌年4月に入社する予定の学卒新規採用社員の内定式が行われる。高校、短期大学または大学等の学校卒業者が直ちに企業の正社員として採用される雇用慣行は、長年にわたり我が国の雇用の中心となる形態であり、その重要性は現在でも失われていない。

現在は、翌々年卒業予定者(大学生であれば3年生)の採用活動が開始されているところである。20年卒新卒者に対する定期採用は、法律によつても文えられている。20

07年10月1日に改正施行された雇用対策法では労働者の募集および採用の際には、原則として年齢を不問としなければならないこととした(募集・採用の年齢制限の禁止)が、その例外として、長期勤続によるキャリア形成を図る観点から、若年者等を期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合、採用の上限年齢を定めることが認められて

いる(雇用対策法施行規則第1条の3第1項3号のイ)。またそもそも「募集」のように新規学卒者のみを募集する場合は年

齢制限には該当しない。

しかしながら、長期にわたり企業の基幹的労働力を確保する方法であるはずの新規学卒者の採用は、募集・採用活動が行わる年度の景気動向等により大きく変化するのが実情である。特に、製造を中心とした不況に見舞われている今年は、09年度高校卒業予定者の求人倍率は13万500人で、前年同期に比べ48.8%減少し、求人倍率は0.71倍となり、前年同期を0.60倍下回っている(09年7月1日現在、09年9月11日厚生労働省発表)。大学卒業予定者の状況についても、企業の採用予定に関するアンケートで、前年よりも採用予定数を減らすと

の回答が増加しており、なく数年以上の経験のある従業員を求めたとしている企業の動きがある。

解雇権濫用法理(労働契約法16条)あるいは「整理解雇の4要件」にみられるように、我が国の労働契約では、事業の都合で労働契約を解約することは非常に困難であると考えられる。

そのため人員調整の方法として、定年や自己都合による退職者の不補充、特に新規学卒者の採用抑制がとられている。

既に企業は前回の不況から今日までの間に「不景氣だつた時期の10年後には、従業員として活躍する途採用することはできない」という教訓を得ていたはずである。来年度の

## 企業の雇用リスクマネジメント

2

の回答が増加しており、多くの要望がかなえられる可能性は極めて低い。「失われた10年」は若年労働者の就職危機を指しているだけではなく、企業にとって補充不可能な人材の欠落を意味している。長期雇用であるからこそ、長期的人員計画に沿って安定した定期採用の継続が求められる。

既に企業は前回の不況から今日までの間に「不景氣だつた時期の10年後には、従業員として活躍する途採用することはできない」という教訓を得ていたはずである。来年度の